

農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請書

提出日を記入してください

年 月 日

美唄市農業委員会会長 宛

譲渡人（貸主）

必要に応じて削除等してください

住所 美唄市字美唄〇〇番地

職業 農業

氏 名 美唄 太郎

生年月日 昭和 △ 年 △ 月 △ 日

住所 美唄市字美唄〇〇番地

職業 農業

氏 名 美唄 一郎

生年月日 平成 □ 年 □ 月 □ 日

国 籍 日本

押印不要

農地（採草放牧地）について、所有権（地上権、永小作権、質権、使用貸借による権利、賃借権、経営委託による権利その使用及び収益を目的とする権利）の移転（設定）の許可を受けたいので、農地法第 3 条第 1 項の規定により、次のとおり申請します。

記

1 許可を受けようとする土地の表示及びその状況

所 在	地 番	地 目		面 積 (㎡)	所有者の氏名 又は 名 称 （現所有者が登記簿 と異なる場合には その氏名又は名称）	所有権以外の使用収益権 が設定されている場合	
		登記簿	現況			権利者の氏名 又は 名 称	権 利 の 類
字美唄	1111番	田	田	10,000.00	美唄 太郎		
字美唄	2222番	畑	畑	5,000.00	美唄 太郎		
以下余白							
	筆数が多い場合は「別紙のとおり」として別紙 に記載してください						
計		田		10,000.00			
		畑		5,000.00			
		農地計		15,000.00			
		採草放牧地					

- 2 権利を移転（設定）しようとする理由

必要に応じて削除等してください

(1) 譲渡人（貸主）

例) ①後継者へ経営継承するため ②法人に貸し出すため 等

(2) 譲受人（借主）

例) ①経営継承のため ②法人設立により借り受けるため 等

3 権利を移転（設定）しようとする契約の内容

契約の種類	土地の引渡し の 時 期	対価、賃料の額（円） [10アール当たりの額]	資金調達の方法	その他
使用貸借権	許可あり次第 又は 年 月 日			期間 許可日から〇年〇月〇日まで 又は 〇年〇月〇日から〇年〇月〇日まで

注 資金調達の方法が、制度資金の借入れによる場合は、その資金名及び借入予定額を記載すること。また、貸借契約の場合には、その他の欄に契約期間を記載すること。

4 権利を取得しようとする者又はその世帯員等（住居及び生計を一にする親族（療養、就学等により一時的に住居又は生計を異にしている親族を含む。）並びに当該親族の行う耕作又は養畜の事業に従事するその他の2親等内の親族をいう。以下同じ。）が、現に所有し、又は使用収益権を有する経営地の状況（農地法第3条第2項第1号関係）

所有地		農地面積（㎡）	田	畑	樹園地	採草放牧地面積（㎡）	
	自作地	① 37,000.00	30,000.00	7,000.00		②	
	貸付地						
		所在	地番	地目		面積（㎡）	状況・理由
				登記簿	現況		
	非耕作地						

使用収益権を有する土地		農地面積（㎡）	田	畑	樹園地	採草放牧地面積（㎡）	
	借受地	③ 23,000.00	20,000.00	3,000.00		④	
	貸付地						
		所在	地番	地目		面積（㎡）	状況・理由
				登記簿	現況		
	非耕作地						

	農地面積計（㎡） ⑤＝①＋③	採草放牧地面積計（㎡） ⑥＝②＋④	経営地面積合計（㎡） ⑤＋⑥
経営地合計	60,000.00		60,000.00
備考			

- 注1 「自作地」欄及び「貸付地」欄には、現に耕作又は養畜の事業に供されているものの面積を記載すること。
- 2 「非耕作地」欄には、現に耕作又は養畜の事業に供されていないものについて、筆ごとに面積等を記載するとともに、その状況・理由として、「賃借人〇〇が〇年間耕作を放棄している」、「～であることから条件不利地であり、〇年間休耕中であるが、草刈り・耕起等の農地としての管理を行っている」等耕作又は養畜の事業に供することができない事情等を詳細に記載すること。
- 3 「備考」欄には、貸付地がある場合はその許可年月日及び現在貸し付けている理由を記載すること。
- 5 権利を取得しようとする者及びその世帯員等の大農機具及び家畜の所有状況並びに農作業に従事する者の状況（農地法第3条第2項第1号関係）

(1) 作付（予定）作物及び作物別の作付面積

	田	畑	樹 園 地	採草放牧地
作付（予定）作物	水稻・小麦・大豆	大豆・野菜		
権利取得後の面積 (㎡)	60,000.00	15,000.00		

(2) 大農機具又は家畜

数量		種 類	トラクター	コンバイン	田植機	乾燥機		
確保しているもの	所 有		2	1	1	2		
	リ ー ス							
導入予定のもの	所 有							
	リ ー ス							
	資金計画							

(3) 農作業に従事する者の状況

ア 権利を取得しようとする者が個人である場合には、その者の農作業経験等の状況

農作業歴 10 年 農業技術修学歴 3 年 その他（ ）

イ 世帯員等その他常時雇用している労働力（人）

現在： 2 人（農作業経験の状況：あり）

増員予定： 人（農作業経験の状況： ）

ウ 臨時雇用労働力（年間延人数）

現在： 人（農作業経験の状況： ）

増員予定： 人（農作業経験の状況： ）

エ アの個人として権利を取得しようとする者、イの世帯員等その他常時雇用している労働者及びウの臨時雇用労働者の住所地、拠点となる場所等から権利を設定し、又は移転しようとする土地までの平均距離又は時間： 3km 車で3分

- 注1 「大農機具」とはトラクター、耕運機、自走式の田植機、コンバイン等を、「家畜」とは牛、豚、鶏等をいう。
- 2 導入予定のものについては、自己資金、金融機関からの借入れ（融資を受けられることが確実なものに限る。）等資金繰りについても記載すること。

6 信託の引受け該当有無（農地法第3条第2項第3号関係）

信託の引受けによる権利の取得

有

無

注 該当するものを○で囲むこと。

7 権利を取得しようとする者又はその世帯員等が行う耕作又は養畜の事業に必要な農作業への従事状況（農地法第3条第2項第4号関係） 別紙のとおり

8 転貸が認められる場合への該当の有無（農地法第3条第2項第5号関係）

農地又は採草放牧地につき所有権以外の権原に基づいて耕作又は養畜の事業を行う者（以下「賃借人等」という。）が、その土地を貸し付け、又は質入れしようとする場合（転貸する場合）には、次の事項のうち該当するものに✓印を付すこと。

□ 賃借人等又はその世帯員等の死亡等によりその土地について耕作、採草又は家畜の放牧をすることができないため一時貸し付けようとする場合である。

□ 賃借人等がその土地をその世帯員等に貸し付けようとする場合である。

□ その土地を水田裏作（田において稲を通常栽培する期間以外の期間稲以外の作物を栽培することをいう。）の目的に供するため貸し付けようとする場合である。

（表作の作付内容： 、裏作の作付内容： ）

□ 農地所有適格法人の常時従事者である構成員がその土地をその法人に貸し付けようとする場合である。

9 周辺地域との関係（農地法第3条第2項第6号関係）

権利を取得しようとする者又はその世帯員等の権利取得後における耕作又は養畜の事業が、権利を設定し、又は移転しようとする農地又は採草放牧地の周辺の農地又は採草放牧地の農業上の利用に及ぼす影響を確認するため、次の事項のうち該当するものを○で囲むこと。

（1） 地域の水利調整への参加： 参加 不参加 該当なし

（2） 農薬の使用状態： 農薬使用 減農薬 無農薬

（3） 地域の共同防除活動への参加： 参加 不参加 該当なし

（4） 遺伝子組換え作物の栽培予定： あり なし

（5） 5の作付（予定）作物の栽培： 連作 一部連作 輪作

（6） （5）で、連作又は一部連作に○を付した場合には、当該農地及び周辺農地への土壌障害等の影響を回避する方法について記載すること。

水稻のため連作障害はおきない

（7） この権利移転に関して、周辺農家等との話し合いをした事項又は話し合いをする予定の事項について、その内容を記載すること。

別紙

権利を取得しようとする者又はその世帯員等が行う耕作又は養畜の事業に必要な農作業への従事状況について（農地法第3条第2項第4号関係）

(1) その行う耕作への常時従事している者の氏名		(2) 年齢	(3) 主な職業	(4) 権利取得者との関係	(5) 従事日数
①	美唄 一郎	30	農業	本人	250
②	美唄 太郎	65	農業	父	250
③	美唄 花子	65	農業	母	200
④					
⑤					

(6) その者の農作業への従事状況

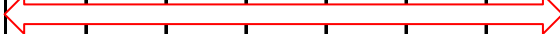
① 美唄 一郎

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
その行う耕作又は養畜の事業に必要な農作業の期間												
その者が農作業に常時従事する期間												
その者が農作業に常時従事する年間日数												250 日

② 美唄 太郎

	1 月	2 月	3 月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月
その行う耕作又は養畜の事業に必要な農作業の期間												
その者が農作業に常時従事する期間												
その者が農作業に常時従事する年間日数	250 日											

③ 美唄 花子

	1 月	2 月	3 月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月
その行う耕作又は養畜の事業に必要な農作業の期間												
その者が農作業に常時従事する期間												
その者が農作業に常時従事する年間日数	200 日											

